

令和8年度吉田町放課後児童クラブ入所案内



● 申請前に必ずお読みください ●

- 令和8年度(4月入所)の申請期間は、<mark>令和7年10月20日(月)から11月10日(月)まで</mark>です。 期間後も申請を受け付けますが、期間内の入所申請者の審査・決定で受入限度人数に達してしまうこともありますので御了承ください。
- 令和7年10月10日(金)より、各クラブまたは、こども未来課にて申込書等を配布します。また、吉田町のホームページからもダウンロードが可能になります。
- 申請書類に記入していただく個人情報については、児童クラブ入所の審査及び入所後の保育の ために使用するものであり、他の目的で使用することは一切いたしません。
- 申請書類の返送は行いません。

Ⅰ 放課後児童クラブとは

放課後に仕事などで保護者が家庭にいない町内の小学生を対象に、専任の支援員が家庭に 代わって保育をする施設です。クラブでは家庭で過ごすことと同じように、宿題をしたり、おやつを食 べたりして、異学年の友達と関わりながら生活をします。

遊びを通じて児童の自主性・社会性・創造性を高めるとともに、基本的な生活習慣を身に付けることを目的としています。

2 対象となる子どもは

- (1) 就労等により保護者が日中家庭にいない小学校 | 年生から6年生までの児童
- (2) その他健全育成の観点から利用の必要がある児童
 - ア 保護者が病気療養中(診断書等の写しが必要です。)
 - イ 母親の出産による産前産後期間中 (出産日の翌月末日まで利用できます。)
 - ウ 保護者が祖父母等の介護中 (手帳等の証明の写しが必要です。)

	【参考】入所基準
	父母等が放課後児童クラブ開所時間中に就労していること。(時間及び日数の制限なし)
家庭外就労	※夜勤等の勤務形態の方は要相談
	※申請時に求職中の場合については、Iか月間の猶予期間有り
自営業又は 家庭内内職	父母等が放課後児童クラブ開所時間中に労働実態があること。(時間及び日数の制限なし)
	※夜勤等の勤務形態の方は要相談
	※申請時に求職中の場合については、Iか月間の猶予期間有り
農業	父母等が専業農家(世帯員の中に兼業従事者(年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事
	した者又は農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家)又は第1種兼業農家(農業
	所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家) であること 。

3 開設日·開設時間等

(1) 開設日	平日(月曜日から金曜日)、第2土曜日
(2) 開設時間	学校開校日…下校時から午後6時30分まで 学校休業日(夏·冬·春休み等)…午前7時30分から午後6時30分まで 第2土曜日…午前7時30分から午後5時30分まで
(3) 休業日	土曜日(第2土曜日を除く。)・日曜日・祝日 年末年始(令和8年12月29日から令和9年1月3日) 年度末(令和9年3月31日)
(4) 入所期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 利用料

児童 | 人当たり、令和7年度は次の金額となっております。(教材費、保険料等含む)

月額	第1子	7,000円
月額	第2子	5,000円
月額	第3子以降	無料



利用料は、口座振替により毎月25日に引き落としを行います。



口座振替をご希望でない方は、納付書をお渡ししますので、金融機関等で毎月25日までに納付いただきますようお願いいたします。また、月の16日から末日までに入所した場合、または15日までに退所した場合は半額となります。なお、登録された児童については、利用日数が0日の場合も1か月分を負担していただきます。生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、前年度の市町村民税が非課税世帯、児童の病気等やむを得ない理由で欠席期間が全月に及んだときなどは、利用料の減免制度があり

ます。こども未来課にご相談ください。

- ※ 利用料を滞納しているご家庭は、入所をお断りさせていただくことがあります。
- ※ 入所後利用料の滞納が続く場合、途中退所となる場合があります。

5 開設場所

小学校区ごとに、次のいずれかに入所となります。

小学校区	クラブ名	所在地
住吉	住吉小学校区第1	住吉 2223-1 (住吉小学校敷地内)
	住吉小学校区第2A·B	住吉 560- (学習ホール東側)
中央	中央小学校区第IA·B	片岡 898-1 (中央小学校敷地内)
	中央小学校区第2	片岡 805-5 (児童館内)
	中央小学校区第3	片岡 2002-2(愛宕神社西側)
自彊	自彊小学校区第Ⅰ	神戸 1752-1 (自彊小学校敷地内)
	自彊小学校区第2A·B	神戸 1751-2(自彊小学校敷地内)
	自彊小学校区第3	神戸 2693-1 (神戸集落センター内)

※ 児童の入所施設は、学年ごとに振り分ける予定(低学年は学校敷地内とする等)ですが、申込み 状況により変更となる場合があります。

6 児童のお迎え

保護者等は、**必ず開設時間内に児童のお迎えをお願いします**。 なお、送迎時の車の移動は、各クラブ及び学校のルールを厳守していただくようお願いします。

7 入所申込

(1) 提出書類

放課後児童クラブに入所を希望される場合は、次の「提出書類」の①~③及び、④その他該当する書類を必ずそろえ、入所希望児童 I 人につき I 部を提出してください。

- ① 吉田町放課後児童クラブ入所申込書(様式第1号) ※町所定の様式
- ② 児童の状況調査票 ※町所定の様式
- ③ 就労証明書 ※町所定の様式:申請日から3か月以内の証明日のもの
 - * 令和8年度入所より様式が変更になっています。
 - * 就労されている同居の家族(65歳未満)の全員分
 - * 保育園に入所するお子さんがいるご家庭は、保育園入所に使用する就労証明書の写しを添付してください。
 - * 自営業・農漁業→確定申告のコピー(最新のもの)、開業予定の方は開業届 のコピーを添付してください。内職→給与明細書のコピーを添付してください。
- ④ その他必要となる書類(該当者がいる場合のみ)※就労以外の事由の場合
 - ア 診断書等(写)…病気や障害等が事由で児童の保育が困難な場合
 - イ 母子手帳(写)…母親の出産が事由の場合、出産予定日の記載のあるページ
 - ウ 障害者手帳や介護保険被保険者証(写)…介護が事由の場合
 - エ 求職活動等申告書…求職活動が事由の場合
 - オ 在学証明書及び時間割表等…就学が事由の場合

注意事項 ①・②は、児童 | 名につき | 部提出してください。

③・④は、兄弟姉妹で申請する場合 | 部で構いません。



(2) 申請期間	4月入所	令和7年10月20日(月)から11月10日(月)まで (期間後も申請を受け付けますが、期間内の入所申請者の審査・ 決定で受入限度人数に達してしまうこともあります。)	
	5月以降入所	入所希望日の 2週間前まで (定員に余裕のある場合に申込みできます。)	
(3) 提出先	4月入所	① 各児童クラブ 平日午後1時30分~午後6時00分 ② こども未来課 児童福祉部門 午前8時15分~午後5時00分(土曜日・祝日を除く。)	
	5月以降	役場 こども未来課 児童福祉部門	

8 入所決定等

(1) 申請期間内(4月入所の方)の申請につきましては、申込受付後審査を行い、 令和8年2月中旬頃より順次決定(却下)通知を郵送します。

書類に不備等がある場合は、電話にて確認させていただきます。

- ※ 入所決定後に取り下げる場合は必ず役場(クラブ)に申請してください。
- (2) 入所審査につきましては、先着順ではなく、家族構成や就労時間等の申請内容及び各クラブの状況等を総合的に判断のうえ選考し、入所可否の決定を行います。そのため、申請すれば必ず入所できるものではありません。
- (3) 新1年生は令和8年3月に入所説明会を予定しています。
- (4) クラブ入所後、クラブ内において集団生活に支障をきたす行為がある場合には、今後の対応について御相談させていただくこともあります。

9 問い合わせ先

役場こども未来課 児童福祉部門 電話33-2153



